

湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部における障がい者活躍推進計画

令和 7 年 3 月 12 日

湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部

消 防 長 佐 藤 正 晴

湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部における障がい者活躍推進計画は、障がい者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づき、湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部消防長が策定する障がい者活躍推進計画である。

1 計画期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日（5 年間）

2 湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部における障がい者雇用に関する課題

湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部は、職員定数 179 名の広域組合であり、現在、在職する常勤職員は消防吏員及び消防職員のみで事務吏員は在職しておらず、これまで職員募集も職種を消防吏員に限り、受験資格にいくつかの身体基準を設け、障がい者に限定した募集・採用は行っていないが、今後、在職中の疾病及び事故等により心身に障がいのある職員が出てきた場合には、速やかに組織的な体制整備を進める必要がある。

3 目標

(1) 採用に関する目標について

消防吏員は、障がい者雇用率制度の除外職員であるように、消防吏員については、今後も障がい者に限定した募集及び採用を行うことは困難と考えるが、受験資格の身体基準を見直すことにより、障がい者である応募者を念頭においた職員の募集を行うこととし、再任用職員等については、募集条件に身体基準を設けないこととする。

また、障がい者の採用があった場合には、消防本部内において障がいに関する適正な理解を促進するため、研修の機会を設けることとする。

(2) 定着に関する目標について

今後、雇用する障がい者が出てきた場合には、雇用環境の充実に努め、定着率の向上を目指すこととする。

4 取組内容

(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備について

ア 障がい者雇用推進者として総務課長を選任する。

イ 障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合は、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、資格認定を習得させる。

(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定及び創出について

長期療養者として身体障がい者となった職員が身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった場合、またはその相談があった場合は、円滑な職場復帰のために必要な職務の選定、負担なく遂行できる職務の選定、職場環境の整備や通院への配慮、及び働き方等について検討する。

(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備及び人事管理について

ア 人事評価制度による面談の際は、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえ検討を行い、継続的に必要な措置を講ずる。

なお、措置を講ずるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担とならない範囲で適切に実施する。

イ 募集及び採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。

- ・特定の障がいを排除し、または特定の障がいに限定する。
- ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- ・「就労支援機関に所属及び登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

(4) その他

ア 障がい者就労施設等への役務等の発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。

イ 人口動態や社会環境など消防需要の変化へ柔軟に対応できるよう、計画期間内であっても必要に応じて本計画の適宜見直しを行っていくものとする。